

アフリカ知的財産ニュースレター 2017年8月号(Vol.23)

アフリカ大陸における知的財産関連の最近の展開

はじめに

本号では、シエラレオネの新商標法について考察するとともに、アフリカ大陸における知的財産関連の最近の展開をいくつか取り上げる。

シエラレオネの新商標法

シエラレオネにおいては、同国の「2014年商標法」(以下「新法」という)が商標に適用される。同法は「商標条例第244号」(旧法)に代えて施行されたものである。同法には、現代の商標法に期待される特徴が多数含まれている。例えば以下のような要素である。

- 商標は識別可能なものでなければならないとされ、商標には単語、人名、文字、数字および図形的要素が含まれるとされている。
- 商標の所有権を主張する者は、誰でも商標登録を出願することができる。
- 外国出願に基づく優先権の主張が可能である。
- ニース分類への言及と、「商品およびサービスのリスト」が出願時の願書に添えられていなければならない。
- 完全な出願審査ならびに公開・異議申立の制度が確立される。
- 類似の商品に関する類似商標の存在を理由として出願が拒絶されることがある。
- 周知の商標又は商号に抵触する場合に、出願が拒絶されることがある。
- 登録期間は10年である。
- 侵害に関する権利は、類似の商品に関する類似商標の使用にも適用される。
- 商標権侵害について損害賠償が認定されることがある。
- 故意の商標権侵害は犯罪に相当する。
- 5年間の不使用を理由として商標登録が抹消されることがある。

上記以外に、下記の点についても留意すべきである。

- 出願人が外国人である場合には代理人を立てなければならない。
- 団体商標の登録に関する規定が導入された。
- 新法は、商号、不正競争、取引上の虚偽表示についても定めており、数多くの犯罪を新たに規定している。
- シエラレオネが署名した国際的な商標条約に対し、新法は明示的に承認している — 1999年以来、同国はマドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)の締約国となっている。
- 知的財産裁判所に関する規定がある。この裁判所は相当の権能を持つことになるだろう。

しかし、新法にはいくつかの重要な問題がある。そのような問題の中で最大のものは、新たな施行規則が採択されていないという事実である。当局は、現行の規則の廃止又は改正がなされるまでは旧法の下で採択された施行規則が適用されるというアプローチをとっている。しかし、こうした姿勢は下記の点で問題である。

主な問題は、旧規則が英国の分類制度(商品に関する50の類から構成され、サービスは含まれていない)を参照しているという点である。サービスやニース分類に明示的に言及している新法に、これら旧規則をどのように適用しうのか判然としない。登録官はいまだに旧来の英国の分類を適用しており、従って出願人は現在でも、ほとんどの人が慣れていない分類に従って自らの商品を分類する必要がある。さらに懸念としては、役務商標の保護が提供されないことである。

新法では、上訴、登録無効の申立、侵害および犯罪を審理する権限が知的財産裁判所に与えられている一方で、異議申立や不使用に基づく申立を審理する権限が登録官に与えられている。ただし、知的財産裁判所はまだ設立されておらず、新法の規定によれば、新たな機関が設立されるまでは最高裁判所が知的財産裁判所の機能を果たすことになっている。しかし、自分たちが暫定的に知的財産裁判所の機能を実行することができるという見解を登録官が抱いているのではないかと思わせる兆候が存在する。これは注意深く見ていく必要がある。

シエラレオネでは、異例な状況が出現している — 商標の構成要素、登録手続、登録条件といった点については新法が適用されているが、新法がもたらすはずの2つの重要な変革、すなわちニース分類制度の使用と役務商標の登録は、これまでのところ実現されていない。こうした状況がシエラレオネで営業する企業、特にサービス部門に関わる企業に重要な影響を及ぼすことは明らかである。

アフリカでブランドの使用により成功するための方法

アフリカの出版物「Bizcommunity」に掲載された「ブランドの現地化における危険を避けるには」(*How to avoid the dangers of brand localization*)というタイトルの記事の中で、ブランド専門家の Matthew Weiss は、アフリカで営業する多国籍企業に向けて有益な助言をいくつか提供している。Weiss の指摘によれば、「一つのサイズを万人に支給するような」画一的なアプローチを企業が適用することは不可能であり、地域的なニュアンスを考慮する必要がある。Weiss によれば、アフリカの人々は多国籍ブランドがアフリカ的な外観や雰囲気を持っていることを好む。その裏づけとして、Weiss は以下のような様々な例を挙げている。

- 世界最大のビール会社である AB Inbev が世界第2位のビール会社 SABMiller を買収した理由のひとつは、アフリカビールのブランド(Castle Lager、Safari Lager など)の強力なポートフォリオを SABMiller が持っていたことである。米国や欧州のイメージの強い SABMiller の他のブランド(Grolsch、Peroni、Miller など)と比べて、現地ブランドははるかにうまく行く傾向がある、と Weiss は言う。
- 携帯電話会社の Vodacom は南アフリカで非常な成功を収めていたが、赤を基調とした同社グループの世界的ブランドを優先して現地ブランドの使用を停止したところ、数年のうちに市場シェアを失った。

多国籍企業は課題を解決する必要がある、と Weiss は言う。高級ウイスキーの Jameson は常に控えめな外観とイメージ — 欧州の顧客に良い印象を与えるもの — を好んで使用してきたが、アフリカでは自社製品の外観とイメージを変え、アフリカの消費者が高級ブランドに期待する贅沢感のあるものにする必要があると認識した。

Weiss はさらに、外国企業は製品構成や販売チャネルといった事項を慎重に検討する必要があると述べている。

三機関自由貿易地域

「三機関自由貿易地域」(Tripartite Free Trade Area; 略称 TFTA)と呼ばれる自由貿易地域をアフリカに設立することを目指して、しばらく前から交渉が行われている。既存の3つの別個の通商ブロックに属する26カ国に加えてエジプトが TFTA に参加するという構想である。これらの国々の合計人口は6億2,500万人、GDPの合計は1.3兆USドルに達する。参加国の詳細は以下のとおりである。

アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、コモロ、ジブチ、コンゴ民主共和国、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

既存の3つの通商ブロックとは以下を指す。

南東部アフリカ共同市場(COMESA)

南部アフリカ開発共同体(SADC)

東アフリカ共同体(EAC)

TFTAの目的は、参加国間における関税の引下げ又は撤廃を可能にすることである。もちろん、それによってアフリカ内部での通商が大幅に増大するだろうという思惑がある。当然のことながら、この件は知的財産権者(特に、将来的に事業を展開しようと考えているTFTA参加国での商標登録を検討中の商標権者)に影響を及ぼす可能性がある。

TFTAが実現するまでにどのくらいの時間を要するかははっきりしない。2017年7月7日、南アフリカがTFTAの基礎となる協定に署名し、26カ国中19カ国目の署名国となった。

ARIPO—SIPOとの協力

2017年7月23日から29日にかけて、Fernando Dos Santos長官に率いられたARIPOの代表団は、ARIPO参加国の知的財産庁の長とともに、広東(中国)で開催されたセミナーに出席した。ARIPOに所属していないアフリカ諸国の一部(エジプト、エチオピア、モロッコ、南アフリカ)の知的財産庁の長も同じセミナーに出席した。

このセミナーは、国家知識産権局(SIPO)と世界知的所有権機関(WIPO)によって主催されたもので、ARIPOとSIPOの間で署名された「覚書」の成果として開催の運びとなった。今回のセミナーの主な目的は知的財産に関する中国—アフリカ間の協力を推進することであり、セミナーで論じられた主題の中には意匠、遺伝子資源と伝統的知識等が含まれていた。アフリカの代表団はさらに、深圳にある華為技術有限公司の複数の事業所を訪問した。

ボツワナ—国際商標登録

ボツワナを指定国とする国際商標登録に関する問題が、最近明らかになった。

ボツワナの登録機関の記録の記載では、(国際商標登録出願時に申請された指定国にボツワナが入っていた場合ではなく)出願後の指定(事後指定)の結果として、ボツワナに適用される国際登録の更新日は、事後指定を求める申請がWIPOに登録された日から10年後となっている。この更新日の記載は正確ではない。マドリッド・プロトコル第3条の2の規定によれば、事後指定の場合、指定が有効となるのは当該の事後指定がWIPOに登録された日からであるが、その後の規定を見ると「指定に関する国際登録の満了を以て」指定国での登録は「効力を喪失する」とされているからである。従って、更新日はすべての国について同じ日になるはずである。

同国の登録機関は特定の記録を訂正することを請け合ったが、その記録だけでなくボツワナを指定国とする「事後指定による」国際商標登録すべてをチェックし、必要に応じて訂正するのかが不透明である。この問題は、マドリッド・プロトコルに参加している他のアフリカ諸国にも存在している可能性がある。アフリカ諸国における国際商標登録指定の記録は、慎重に精査する必要があるだろう。

OAPI—新たな体制

2017年7月20日、OAPIのPaulin Edou Edou長官の退任記念式典が執り行われた。そして、2017年8月1日付でDenis Loukou BohoussouがOAPI長官に就任した。

OAPIの最近のトピックは下記の通りである。

マドリッド・プロトコル: 数年前 OAPI がマドリッド・プロトコルに加入した当時、OAPI 諸国の多くの実務家たちが、加入方法に起因して OAPI を指定した国際商標登録の有効性や権利行使可能性については現実的な疑問が存在すると主張したのであるが、加入が適法であったか否かという問題は、まだ裁判所によって解明されていない。2017 年 4 月 21 日付の World Trademark Review 誌は、「新たなリーダーの誕生は OAPI の方向転換を意味するかもしれない」という記述によって、迫りつつある変化について報告している。マドリッド・プロトコル加入の結果生じた批判に対する OAPI の姿勢が変化しても不思議はないのかもしれない。

年次報告: OAPI の年次報告が再開されることになった。2014 年度および 2015 年度の報告書はすでに配布されている。

電子化: 現在 OAPI の記録の電子化が行われているが、緊急の調査に伴う遅延を含めて相当の遅延が生じることになりそうである。

E メール: OAPI と OAPI 諸国の実務家たちが交わす通信は、E メールによって行われるケースが次第に増えていくであろう。

コモロ: コモロが OAPI に加入する前に付与された OAPI の特許は、当然コモロには適用されない。

仲裁調停センター: OAPI の仲裁調停センターは、2018 年 1 月 1 日から業務を開始することになっており、OAPI 諸国の実務家たちは仲裁人および調停人として自らを登録をするよう促されている。仲裁調停センターは最近改装された旧 OAPI 事務局のビル内に設置される予定だが、このビルはヤウンデ(カメルーン)にある現在の OAPI 事務局に隣接している。

講堂: OAPI の講堂は、退任した長官の名を取って Paulin Edou Edou 講堂と名づけられる予定である。

ケニアー模倣問題

ケニアは、模倣の問題を他のアフリカ諸国よりも深刻に捉えているのかもしれない。模倣がどれほど有害なものとなりうるかを切実に思い知らせてくれる最近の情勢の中で、同国で最近収穫が減っている原因が模倣品の殺虫剤にあることを農薬業界が確認した。それゆえ、農薬業界は模倣殺虫剤に対する取締の強化を望んでいる。

ケニア農薬協会 (Agrochemicals Association of Kenya; 略称 AAK) という名称の団体が、様々な措置を提案しているが、その中には以下のようなものがある。

- 殺虫剤に関わるすべての製造者、販売人および販売業者が AAK から許可を得るようにする。
- 農薬販売業者に対して AAK への加入を義務づける。
- すべての農薬販売業者に対し、最低限の資格を課すべきである。
- すべての農薬販売業者は、ブランド名を表示した車両を使用すべきである。
- 変造防止のためのセキュリティコードを製品に付し、購買者が製品の正統性を確認するためのテキストメールを無料で送受信できるようにすべきである。
- 模倣製品の取扱、取引又は農業従事者への販売を犯罪とすべきである。
- 病害虫管理製品審議会 (Pest Control Products Board; 略称 PCPB) と呼ばれる組織に適正な資金提供を行い、犯罪者を訴追できるようにすべきである。
- 偽物の模倣殺虫剤を農業従事者に販売する者を逮捕・訴追する合法的な権限を、公認の販売業者に与えるべきである。

以上の提案の中で実現に至るものがどれほどあるかはまだ分からないが、これらの提案は、模倣がいかに重大な問題であるかをケニアが認識していることを示す兆候である。

ナイジェリアー広告規制

前号の記事の中で、ナイジェリアには国家食品医薬品管理局(National Agency for Food and Drug Administration and Control: NAFDAC)と呼ばれる政府機関が存在するという事実を示した。この機関の目的は、特に食品、医薬品、医療機器、化粧品、化学薬品、殺虫剤、家畜用製品、農薬、植物性生薬といった分野において、公衆の安全衛生を保護することである。これらの分野で活動する企業は、自社の製品をナイジェリア国内で販売する前に NAFDAC に登録する必要があり、NAFDAC の登録を得るためには、受理された商標出願又は商標登録を企業が保有している必要がある。

「*Nigerian Law Intellectual Property Watch*」という刊行物(略称 NLIP Watch)に最近掲載された記事は、ナイジェリアにおける製品広告をめぐる生じた NAFDAC の問題をいくつか論じている。記事によれば、以下のようなことがある。

瓶入り飲料水:製品を NAFDAC に登録する義務があるだけでなく、製品の広告を行う場合、広告主は NAFDAC から事前に許可を得なければならない。広告は、当該製品が備えていない特性を不当に主張又は示唆するものであってはならない。

食品および医薬品:これらの製品についても製品登録が要求され、広告に関する事前の許可も同様に要求される。広告は消費者を混乱させるものであってはならない。また、当該製品を購入するよう消費者を説得するような方法で迷信を利用したり、恐怖を煽ったりしてはならない。さらに、毒性や効能といった点について消費者に誤解を生じさせるような主張を行ってはならない。

化粧品および医療機器:製品登録も広告の事前許可も要求されるが、事前許可の有効期間は 1 年間とされる。広告は、特定のヘルスケア専門家又は特定の病院や医院に言及するものであってはならない。

南アフリカー著作権法の改正

南アフリカ著作権法は 1978 年に制定されたもので、刷新の必要性が生じている。しかし、その刷新が遅々とした困難な道のことであることが明らかになってきている。

2015 年、当局は改正法の草案を公開して公衆の意見を求めた。この法案に対しては大量の批判が寄せられた。同法案は必要度の高い改正を提案していたが、同時に多大な不確実性を生じさせるものだったからである。

同法案のプラスの面としては、デジタル時代がもたらした変化の一部を考慮していることが挙げられる。例えば、技術的な保護手段を迂回する装置に関する規定が設けられている。一時的な複製に関する例外規定も導入され、独立した経済的実体を伴わない一過性の複製および偶発的な複製の作成は許容されている。同法案は、フェアユース、教育的利用、障害者による利用など、著作権の例外規定を大いに強調している。

しかし、同法案にはマイナスの面も指摘されている。例えば、不必要と思われる新規の著作物カテゴリを作り出している。一定の状況下では国家が著作権を取得し、これを無期限に保有することができるかと規定している。著作権管理団体や知的財産裁判所のような期間を通じて、国家による著しいコントロールが導入されている。

こうした批判を受けて、2017 年には 2 度目の改正法案が公開された。公衆の当初の反応は極めて好意的であったが、現在は公衆が参加するプロセスが進行しており、南アフリカ議会が開いた公聴会が国営報道機関によって報道された。ここで注目された主題には以下のようなものがある。

委託著作物:委託著作物に関する著作権は誰に帰属すべきか？テレビのシリーズ番組のテーマソングを作曲するソングライターに焦点が当てられ、テレビ会社ではなく作曲者が著作権を所有すべきだという主張が展開された。ある参加者の言によれば、「アーティストはとても貧乏」だからである。

フェアユース: 創作者の収入を増やすためにフェアユースの権利を縮小すべきか否かが争点となった。「フェアユースは実際にはフェアではない」と多くの人々が主張している。しかし、デジタル世界で発生する著作物利用を考慮して、フェアユースに関する例外規定を拡張すべきだと主張する人々もいた。これには、まさにそのようなやり方で Google のような 21 世紀の企業は繁栄に到達したのだという主張が伴っていた。Elon Musk のような南アフリカ生まれのデジタル時代の起業家が話題に上ったが、その話の要点は、南アフリカの著作権法は創造性を妨げるものとなってはならない、起業家たちを国外脱出に駆り立てるようなものであってはならない、というものであった。

ザンビアー知財意識

ザンビア当局が著作権の価値を認識していることを示す兆候が見られる中で、通商産業大臣 Margaret Mwanakatwe は、知的財産をもっと意識するよう研究者およびイノベーターに求め、彼らの作品が保護され、さらには商業化されることを保証した。同大臣がこのような要望を述べたのは、最近ルサカで開かれた ARIPO の会合の席上であった。

同じ会合において、ザンビア特許・企業登録局(PACRA)の最高執行責任者代理を務める Christopher Mapani は模倣の問題を提起し、模倣者たちが用いる手法がこれまで以上に洗練されてきており、模倣を取り締まるための新たな措置が必要になるだろうと述べている。

結論

今号においても、ポジティブな話とそうでない話とが含まれる構成となったが、ポジティブな話の方が多数を占めているのは確かである。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 23 (2017年8月)

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。